

令和4年第4回定例市議会議案

岸和田市

令和 4 年第 4 回定例市議会議案

議 案 番 号	件 名	備考・頁
報 告 第 15 号	専決処分の報告について	P. 1
議 案 第 58 号	専決処分の承認を求めるについて (令和 4 年度岸和田市一般会計補正予算 (第 5 号))	P. 7
議 案 第 59 号	専決処分の承認を求めるについて (令和 4 年度岸和田市一般会計補正予算 (第 6 号))	P. 31
議 案 第 60 号	専決処分の承認を求めるについて (令和 4 年度岸和田市上水道事業会計補正予算 (第 1 号))	P. 49
議 案 第 61 号	将来ビジョン・岸和田基本構想の制定について	P. 65
議 案 第 62 号	岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	P. 67
議 案 第 63 号	個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P. 73
議 案 第 64 号	岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について	P. 77
議 案 第 65 号	岸和田市職員定数条例の一部改正について	P. 81
議 案 第 66 号	職員の定年等に関する条例の一部改正について	P. 85
議 案 第 67 号	岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部改正について	P. 97
議 案 第 68 号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 109
議 案 第 69 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	P. 113
議 案 第 70 号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	P. 133
議 案 第 71 号	岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例の一部改正について	P. 137

議案番号	件名	備考・頁
議案第72号	岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正について	P. 141
議案第73号	市立学校園条例の一部改正について	P. 145
議案第74号	令和4年度岸和田市一般会計補正予算（第7号）	P. 149
議案第75号	令和4年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第2号）	P. 155
議案第76号	令和4年度岸和田市病院事業会計補正予算（第2号）	P. 159
議案第77号	大阪府都市競艇企業団規約の一部変更に関する協議について	P. 161
議案第78号	財産取得について （市立産業高等学校生徒用タブレット端末）	P. 165
議案第79号	財産の無償譲渡について	P. 167

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第17号

和解について

本市は、次のとおり和解をするため、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により専決処分する。

令和4年10月21日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

事 案	和 解 の 概 要
相手方が所有する土地及びそれに近接する土地と本市が所有する道路敷及び水路敷との境界の確定を求めるもの	相手方又は関係者から、本件土地に関し、適法な明示申請があったときは、境界確定事務取扱運用基準その他の関係法令に基づいて処理対応することにより和解する

専決処分第18号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和4年11月11日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	753,244円 (治療費等)

議案第58号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第16号

令和4年度岸和田市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度岸和田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,514,882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,235,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月6日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		21,350,946	1,514,882	22,865,828
	02 国庫補助金	4,700,181	1,514,882	6,215,063
歳入合計		84,720,327	1,514,882	86,235,209

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費		41,424,654	1,514,882	42,939,536
	01 社会福祉費	13,853,100	1,514,882	15,367,982
歳 出 合 計		84,720,327	1,514,882	86,235,209

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	21,350,946	1,514,882	22,865,828
歳入合計	84,720,327	1,514,882	86,235,209

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費	41,424,654	1,514,882	42,939,536
歳 出 合 計	84,720,327	1,514,882	86,235,209

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1, 514, 882	0	0	0	0
1, 514, 882	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	21,350,946	1,514,882	22,865,828
02 国庫補助金	4,700,181	1,514,882	6,215,063
02 民生費国庫補助金	1,879,783	1,514,882	3,394,665

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 社会福祉費補助金	1,514,882	価格高騰緊急支援給付金支給事業費補助金 1,514,882 (生活福祉課)

3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	41,424,654	1,514,882	42,939,536	1,514,882	0	0	0
01 社会福祉費	13,853,100	1,514,882	15,367,982	1,514,882	0	0	0
12 生活困窮者自立支援費	198,415	1,514,882	1,713,297	1,514,882	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
01 報酬	830	125100	01 報酬 830
		価格高騰緊急支援給付	会計年度任用職員報酬 830
03 職員手当等	250	金支給事業	03 職員手当等 250
		(生活福祉課)	超過勤務手当 250
08 旅費	18		08 旅費 18
			会計年度任用職員費用弁償 18
10 需用費	50		10 需用費 50
			消耗品費 50
11 役務費	10,734		11 役務費 10,734
			通信運搬費 7,467
12 委託料	46,850		手数料 3,267
			12 委託料 46,850
			事業実施運営委託料 43,000
13 使用料及び賃借料	1,150		システム管理・開発委託料 3,850
			13 使用料及び賃借料 1,150
			電算機器・システム使用料 1,150
18 負担金、補助及び交付金	1,455,000		18 負担金、補助及び交付金 1,455,000
			補助金 1,455,000

1) 補正予算給与費明細書

1) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,342	人 1	人 49	人 (1,407)	千円 1,462,107	千円 5,186,480	千円 4,156,134	千円 10,804,721	千円 1,917,544	千円 12,722,265	
補 正 前	1,342	1	49	(1,406)	1,461,277	5,186,480	4,155,884	10,803,641	1,917,544	12,721,185	
比 較	0	0	0	(1)	830	0	250	1,080	0	1,080	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 293,751
	補 正 前	293,501
	比 較	250

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,342	人 1	人 49	千円	千円 5,186,480	千円 3,949,253	千円 9,135,733	千円 1,733,970	千円 10,869,703	
補 正 前	1,342	1	49		5,186,480	3,949,003	9,135,483	1,733,970	10,869,453	
比 較	0	0	0		0	250	250	0	250	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 293,751
	補 正 前	293,501
	比 較	250

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (1,407)	千円 1,462,107	千円	千円 206,881	千円 1,668,988	千円 183,574	千円 1,852,562	
補 正 前	(1,406)	1,461,277		206,881	1,668,158	183,574	1,851,732	
比 較	(1)	830		0	830	0	830	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	千円 830	1	その他の増減分	千円 830	
職員手当	250	1	その他の増減分	超過勤務手当 250	

議案第59号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第19号

令和4年度岸和田市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度岸和田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,459,372千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月18日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		22,865,828	224,163	23,089,991
	02 国庫補助金	6,215,063	224,163	6,439,226
歳入合計		86,235,209	224,163	86,459,372

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
04 衛生費		7,474,295	224,163	7,698,458
	05 上水道費	153,935	224,163	378,098
歳 出 合 計		86,235,209	224,163	86,459,372

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	22,865,828	224,163	23,089,991
歳入合計	86,235,209	224,163	86,459,372

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
04 衛生費	7,474,295	224,163	7,698,458
歳 出 合 計	86,235,209	224,163	86,459,372

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
224,163	0	0	0	0
224,163	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	22,865,828	224,163	23,089,991
02 国庫補助金	6,215,063	224,163	6,439,226
01 総務費国庫補助金	1,624,435	224,163	1,848,598

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 総務管理費補助金	224,163	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 224,163 (企画課)

3 歳 出

(款) 04 衛生費 (項) 05 上水道費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	7,474,295	224,163	7,698,458	224,163	0	0	0
05 上水道費	153,935	224,163	378,098	224,163	0	0	0
01 上水道施設費	153,935	224,163	378,098	224,163	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	224,163	077700 上水道事業会計繰出事 業 (上下水道局総務課)	27 繰出金 繰出金
		224,163	224,163 224,163

議案第60号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第20号

令和4年度岸和田市上水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度岸和田市上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度岸和田市上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
	収	入	
第1款 事業収益	4,161,040千円	△4,608千円	4,156,432千円
第1項 営業収益	3,777,468千円	△228,771千円	3,548,697千円
第2項 営業外収益	383,442千円	224,163千円	607,605千円
	支	出	
第1款 事業費用	4,013,517千円	4,202千円	4,017,719千円
第1項 営業費用	3,778,027千円	4,202千円	3,782,229千円

令和4年11月18日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

各 会 計 事 項 別 明 細 書

上 水 道 事 業 会 計

令和4年度 上水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 事業収益			千円 4,161,040	千円 △ 4,608	千円 4,156,432	
	1 営業収益		3,777,468	△ 228,771	3,548,697	
		1 給水収益	3,586,858	△ 228,771	3,358,087	
	2 営業外収益		383,442	224,163	607,605	
		4 他会計補助金	54,135	224,163	278,298	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 事業費用			千円 4,013,517	千円 4,202	千円 4,017,719	
	1 営業費用		3,778,027	4,202	3,782,229	
		4 業務費	319,185	4,202	323,387	

收益的收入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 事 業 収 益	4, 161, 040	△ 4, 608	4, 156, 432
項	1 営 業 収 益	3, 777, 468	△ 228, 771	3, 548, 697

[illegible]

(単位：千円)

節の金額	説 明
△ 228,771	給 水 収 益 △ 228,771
	基本料金の減額 △ 28,260 千円 × 2 ヶ月 × 1.10
	従量料金の減額 △ 75,727 千円 × 2 ヶ月 × 1.10

(単位：千円)

節の金額	説	明
224, 163	水道料金減額に伴う一般会計繰入金	224, 163

收益的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 事 業 費 用	4, 013, 517	4, 202	4, 017, 719
項	1 営 業 費 用	3, 778, 027	4, 202	3, 782, 229

[illegible]

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
4,202	料金システム改修費用	4,202

議案第61号

将来ビジョン・岸和田基本構想の制定について

将来ビジョン・岸和田基本構想を岸和田市自治基本条例第24条第2項の規定に基づき別冊のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

議案第62号

岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
について

岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（本市の財産区の有する財産の管理又は処分をする権限を有する市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長及び消防長をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第1項又は第3項の規定により写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める額の費用を納めなければならない。

(運用状況の公表)

第4条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岸和田市個人情報保護条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 岸和田市個人情報保護条例（平成12年条例第10号）

(2) 岸和田市特定個人情報保護条例（平成27年条例第37号）

(岸和田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条第1号の規定による廃止前の岸和田市個人情報保護条例（以下この条及び次条において「旧個人情報保護条例」という。）第14条の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報又は旧個人情報保護条例第15条第4項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（以下この条においてこれらを「旧個人情報」という。）を

正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託（旧個人情報保護条例第15条第2項において準用する場合を含む。）を受けた業務（以下「旧個人情報受託業務」という。）に従事していた者
- 2 この条例の施行の日前に旧個人情報保護条例第16条第1項若しくは第2項（第24条第2項及び第26条の2第2項において準用する場合を含む。）、第24条第1項又は第26条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する個人情報の開示、訂正並びに利用の停止、消去及び提供の停止並びにこれらの請求に対する決定に係る審査請求については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報であって、行政文書に記録されたものを同条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 旧個人情報受託業務の全部又は一部の処理を行う実施機関以外の法人及び法人でない団体（以下この項において「法人等」という。）の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 6 前3項の規定は、同項に規定する者が岸和田市外においてこれらの項の罪を犯した場合についても適用する。

(岸和田市特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第4条 次に掲げる者に係る附則第2条第2号の規定による廃止前の岸和田市特定個人情報保護条例（以下この条において「旧特定個人情報保護条例」という。）第9条の規定により読み替えて適用する旧個人情報保護条例第14条の規定による職務上知り得た旧特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報又は旧特定個人情報保護条例第9条の規定により読み替えて適用する旧個人情報保護条例第15条第4項の規定によるその事務に関して知り得た旧特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報（以下この条においてこれらを「旧特定個人情報」という。）を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧特定個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条例の施行前において旧特定個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧特定個人情報の取扱いの委託を受けた業務（以下「旧特定個人情報受託業務」という。）に従事していた者

2 旧特定個人情報保護条例第5条第1項、第2項若しくは第3項（第6条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。）、第6条第1項又は第8条第1項の規定による請求がされた場合における旧特定個人情報保護条例に規定する特定個人情報の開示、訂正並びに利用の停止、消去並びにこれらの請求に対する決定に係る審査請求については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報であって、行政文書に記録されたものを同条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 5 旧特定個人情報受託業務の全部又は一部の処理を行う実施機関以外の法人及び法人でない団体（以下この項において「法人等」という。）の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 6 前3項の規定は、同項に規定する者が岸和田市外においてこれらの項の罪を犯した場合についても適用する。

議案第63号

個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に
ついて

個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例

(岸和田市自治基本条例の一部改正)

第1条 岸和田市自治基本条例（平成16年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「別に条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、「、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより」を削り、「保護」の次に「し、及び同法第60条第1項の保有個人情報に関しては、嚴重にこれを管理」を加え、同条第2項を削る。

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第2条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市個人情報保護審査会の項中「岸和田市個人情報保護条例（平成12年条例第10号）及び」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の規定により、市長その他の実施機関に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合における諮問に応じてする審査及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項についての調査審議並びに」に改め、「、同条例の規定による審査請求があった場合における諮問に応じてする審査その他個人情報保護に関する事項についての調査審議」を削る。

(岸和田市情報公開条例の一部改正)

第3条 岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「岸和田市個人情報保護条例（平成12年条例第10号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

(岸和田市債権管理条例の一部改正)

第4条 岸和田市債権管理条例（平成30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長、消防長及び議会をいう。

第5条中「ため」の次に「必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令の規定に従い」を加え、「の住所、氏名及び生年月日並びに当該市の債権の滞納額に係る」を「に関する」に改め、「(岸和田市個人情報保護条例（平成12年条例第10号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「収集」

を「取得」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(岸和田市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）附則第3条第2項又は第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の岸和田市個人情報保護条例（平成12年条例第10号）第27条第1項（岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例による廃止前の岸和田市特定個人情報保護条例（平成27年条例第37号）第9条の規定により適用される場合を含む。）の規定による審査請求があった場合における諮問に応じてする審査については、第2条の規定による改正後の岸和田市附属機関条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第64号

岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動
用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正に
ついて

岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の
使用の公営に関する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に
関する条例等の一部を改正する条例

(岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

(岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条による改正後の岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 第2条による改正後の岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

4 第3条による改正後の岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙から適用し、

施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第65号

岸和田市職員定数条例の一部改正について

岸和田市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市職員定数条例の一部を改正する条例

岸和田市職員定数条例（昭和43年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「179人」を「215人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第66号

職員の定年等に関する条例の一部改正について

職員の定年等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「）第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改める。

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改め、「、病院に勤務するその他の医師及び歯科医師については年齢 65 年」を削る。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第 6 条第 1 項に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第 2 号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第 3 号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第 2 項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第 3 項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第 4 項中「任命権者は」の次に「、第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第 2 項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第 1 項の事由が存しなくなった」を「第 1 項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の8条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第15号)第14条に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する職のうち、病院に勤務する院長及び副院長の職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、

当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

（規則への委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用に

については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号。以下次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する病院に勤務するその他の医師及び歯科医師については、前項の規定にかかわらず、65年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

- 第2条 職員の再任用に関する条例（平成13年条例第2号）は、廃止する。

（勤務延長に関する経過措置）

- 第3条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2

項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にあつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条本文に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
 - (4) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任

用職員の能力評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第9条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第4条及び第5条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第9条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置

された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第 12 条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第 12 条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 10 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

議案第67号

岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の
一部改正について

岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例

(岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(岸和田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する条例（昭和26年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「降任」の次に「(法第28条の2第1項の規定による降任を除く。以下同じ。)」を加える。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中「以下、」を「以下の期間、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該10分の1に相当する額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第2号中「非

常勤職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 岸和田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第8条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に、「再任用職員の欄」を「定年前再任用短時間勤務職員の項」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改め、「応じた額」の次に「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「勤

務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を規則で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加え、同条第2項を削る。

第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第24条第2項、第25条第3項並びに第26条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

25 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第27項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

26 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第17号)第3条ただし書に規定する職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条第1項に規定する職を占める職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

27 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第29項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額の

ほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。

28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第25項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第27項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第27項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第25項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第27項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第25条第6項（第26条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第27項、第29項又は第30項の規定による給料の額との合計額」とする。

32 附則第25項から前項までに定めるもののほか、附則第25項の規定による給料月額、附則第27項の規定による給料その他附則第25項から前項までの規定の施行に際し必要な事項は、市長が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円	円	円	円	
		315,100	289,700	274,600	255,200	242,300	215,200	

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		
			円	円	円		

間勤務職員			円 274,600	円 255,200	円 242,300		
-------	--	--	--------------	--------------	--------------	--	--

別表第3アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員	円 424,600	円 338,000	円 309,200	円 279,600	円 236,000

別表第3アの表備考第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同別表イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員	円 331,600	円 304,500	円 276,800	円 227,200

別表第3イの表備考第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第4イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
短時間勤務職員		円 289,700	円 274,600	円 255,200	円 242,300	

別表第4の2第1項の表4等級の項中「担当長」の次に「又は担当監」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者及び岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成24年条例第30号）第4条の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年（病院に勤務する医師及び歯科医師にあつては、15年。第9条の3第1項第1号において同じ。）」に改める。

第7条の4第1項各号列記以外の部分中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第9条の3第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項各号列記外の部分中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第5項中「まで」の次に「及び附則第14項から第22項まで」を加える。

附則第6項中「第5条の2」の次に「及び附則第17項」を加える。

附則第8項中「第5条」の次に「又は附則第15項」を加える。

附則に次の9項を加える。

14 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。

15 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。

16 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第17号）第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員
- (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員
- 17 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）附則第25項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 18 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号及び第6号に掲げる者（附則第16項各号に掲げる職員を除く。次項において同じ。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（年齢60年とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（年齢60年とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 19 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号及び第6号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が年齢60年を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。
- 20 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者（附則第16項各号に掲げる職員を除く。）に対する第5条の3の規定の適用及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3本文及び第9条の3第1項第1号中「20年を」とあるのは、「15年を」とするほか、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第9条の3第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ「年齢60年」とする。
- 21 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて、附則第16項各号に掲げる職員以外の者が年齢60年に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び

第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「年齢60年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢で除して得た割合」とする。

22 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて、附則第16項各号に掲げる職員以外の者が年齢60年に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第11条 岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条中職員の退職手当に関する条例第5条第2項、第7条の4第1項、第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条（同条第2号及び第3号に係る部分を除く。）、第15条（同条第2号及び第3号に係る部分を除く。）並びに第17条（同条第5項に係る部分を除く。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 令和14年3月31日までの間、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律

第63号。以下「改正法」という。) 附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第1条の規定による改正後の岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例第4条第1項に規定する短時間勤務職員とみなす。

(岸和田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 令和14年3月31日までの間、暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の岸和田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 令和14年3月31日までの間における第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項(同条例第11条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員を含む。)」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下この条において「新条例」という。)第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 令和14年3月31日までの間、暫定再任用短時間勤務職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第8条の規定による改正後の岸和田市職員の育児休業等に関する条例第8条に規定する定年前再任用短時間勤務職員の職を占める職員とみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第9条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この条において「新給与条例」という。)附則第25項から第32項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される同条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第4条の2及び第18条第2項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第24条第2項及び第25条第3項並びに第26条第2項第2号の規定を適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第8条 暫定再任用職員に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

（岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 令和14年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条及び第17条の規定の適用については、第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員」とあるのは「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員を含む。）」とし、第17条第2項中「地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員」とあるのは「地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を含む。）」とする。

議案第68号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3号の表備考第6項を同表備考第8項とし、同表備考第5項中「当該投票所における住民投票事務に要する時間の2分の1」を「7時間」に改め、同項を同表備考第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 住民投票管理者の報酬は、その職務に従事した時間が7時間以下であるときは、この表に掲げる住民投票管理者の報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。

別表第3号の表備考第4項を同表備考第5項とし、同表備考第3項中「当該投票所における投票事務に要する時間の2分の1」を「7時間」に、「時は」を「ときは」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

3 投票管理者の報酬は、その職務に従事した時間が7時間以下であるときは、この表に掲げる投票管理者の報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）別表第3号の表備考第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙において職務に従事する投票管理者に係る報酬及び費用弁償について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙において職務に従事した投票管理者に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

3 新条例別表第3号の表備考第4項の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙において職務に従事する投票立会人に係る報酬及び費用弁償について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙において職務に従事した投票立会人に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

4 新条例別表第3号の表備考第6項の規定は、施行日以後にその期日を告示される住民投票において職務に従事する住民投票管理者に係る報酬及び費用弁償について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された住民投票において職務に従事した住民投票管理者に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

- 5 新条例別表第3号の表備考第7項の規定は、施行日以後にその期日を告示される住民投票において職務に従事する住民投票立会人に係る報酬及び費用弁償について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された住民投票において職務に従事した住民投票立会人に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

議案第69号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第25条第4項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の95」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に改める。

別表第1、別表第2及び別表第4を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位：円）

区分	等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員	1	357,000	293,100	284,600	246,000	237,100	206,800	190,200	150,100
	2	359,700	295,600	286,800	247,500	238,900	208,700	191,700	151,200
	3	362,400	297,900	289,000	249,000	240,500	210,600	193,400	152,400
	4	365,100	300,500	291,200	250,300	242,100	212,400	195,200	153,500
	5	367,600	302,800	293,400	251,800	243,900	214,300	196,900	154,600
	6	370,400	305,300	295,600	253,000	245,500	216,200	198,500	155,700
	7	373,100	307,700	297,800	254,300	247,000	218,100	200,300	156,800
	8	375,600	310,000	299,900	255,500	248,700	219,800	202,100	157,900
	9	378,300	312,300	302,000	256,800	250,400	221,500	203,900	158,900
	10	381,000	314,900	304,100	258,200	252,200	223,300	205,400	160,300
	11	383,700	317,400	306,100	259,600	253,800	225,200	207,200	161,600
	12	386,400	319,900	308,200	261,100	255,300	227,000	209,000	162,900
	13	389,200	322,500	310,200	262,700	256,900	228,800	210,800	164,100
	14	391,900	325,000	312,500	266,000	258,500	230,700	212,400	165,600
	15	394,500	327,600	314,800	267,700	260,400	232,600	214,200	167,100
	16	397,200	330,100	317,100	269,200	262,000	234,400	216,000	168,700
	17	400,000	332,700	319,200	271,000	263,900	236,000	217,800	169,800
	18	402,700	335,200	321,400	272,700	266,000	237,500	219,200	171,200
	19	405,500	337,800	323,700	274,500	267,700	239,000	221,000	172,600
	20	408,200	340,300	325,900	276,300	269,200	240,300	222,700	174,000

以外の職員	21	410,800	342,900	328,100	278,300	271,000	241,900	224,500	175,300
	22	413,600	345,400	330,100	280,200	272,700	243,400	226,100	177,800
	23	416,000	348,000	332,300	282,200	274,500	244,900	227,800	180,300
	24	418,600	350,500	334,500	284,100	276,300	246,000	229,400	182,800
	25	421,100	353,100	336,400	286,000	278,300	247,500	230,900	185,200
	26	423,700	355,600	338,600	287,900	280,200	249,000	232,200	186,900
	27	426,200	358,200	340,600	290,700	282,200	250,300	233,800	188,500
	28	428,800	360,700	342,800	292,900	284,100	251,800	235,400	190,200
	29	431,300	362,900	344,600	295,000	286,000	253,000	236,900	191,700
	30	434,000	365,500	346,600	297,000	287,900	254,300	237,900	193,400
	31	436,400	367,900	348,600	298,800	289,700	255,500	239,400	195,200
	32	439,100	370,500	350,600	300,800	291,200	256,800	240,700	196,900
	33	441,800	372,400	352,300	302,600	292,600	258,200	241,900	198,500
	34	444,600	374,900	354,300	304,200	294,400	259,600	243,100	199,900
	35	447,300	377,200	356,100	306,100	296,400	261,100	244,100	201,400
	36	450,100	379,700	358,000	308,400	298,500	262,700	245,100	202,900
	37	452,800	382,100	359,900	310,600	300,500	264,400	246,100	204,200
	38	454,900	384,800	361,800	312,900	302,400	266,000	247,200	205,500
	39	457,100	387,400	363,800	315,000	304,500	267,600	248,100	206,700
	40	459,100	390,100	365,700	317,100	306,500	269,400	249,000	208,000
	41	461,200	392,500	367,700	319,300	308,600	271,200	250,000	209,300
	42	463,100	394,800	369,600	321,400	310,300	272,900	250,900	210,600
	43	464,700	397,000	371,600	323,300	312,400	274,600	252,200	211,900
	44	466,800	399,400	373,600	325,300	314,400	276,200	253,400	213,200
	45	468,700	401,200	375,100	327,300	316,400	277,900	254,700	214,300
	46	470,300	403,200	376,900	329,300	318,100	279,700	256,000	215,600
	47	471,700	405,100	378,700	331,000	320,100	281,200	257,400	216,900
	48	473,300	406,900	380,300	333,100	322,200	282,400	258,600	218,200
	49	474,700	408,800	382,100	335,100	324,300	284,100	259,800	219,200
	50	476,200	410,600	383,500	337,200	325,500	285,700	260,900	220,300
	51	477,700	412,400	385,000	338,600	327,500	287,400	262,100	221,300

52	479, 200	414, 300	386, 600	340, 500	329, 400	289, 000	263, 400	222, 300
53	480, 600	416, 100	388, 000	342, 400	331, 500	290, 700	264, 500	223, 300
54	482, 000	417, 600	389, 200	344, 300	333, 400	292, 500	265, 600	224, 200
55	483, 400	419, 100	390, 400	345, 900	335, 300	294, 300	266, 600	225, 100
56	484, 800	420, 700	391, 500	347, 800	337, 300	295, 800	267, 800	226, 000
57	486, 200	422, 300	392, 600	349, 700	339, 200	297, 500	268, 900	226, 300
58	487, 700	423, 600	393, 800	351, 500	341, 100	299, 000	269, 900	227, 100
59	489, 000	424, 900	395, 000	353, 400	343, 000	300, 600	270, 900	227, 800
60	490, 400	426, 100	396, 100	355, 200	344, 800	302, 200	272, 000	228, 500
61	491, 800	427, 300	396, 800	357, 000	346, 700	303, 900	273, 100	229, 200
62	493, 100	428, 600	397, 500	358, 700	348, 200	305, 500	274, 000	230, 000
63	494, 300	429, 900	398, 200	360, 100	349, 600	307, 200	275, 000	230, 700
64	495, 600	431, 100	398, 900	361, 400	351, 100	308, 100	275, 900	231, 300
65	497, 000	432, 300	399, 500	362, 800	352, 600	309, 600	277, 000	231, 900
66	498, 300	433, 100	400, 100	364, 200	354, 200	311, 100	278, 100	232, 500
67	499, 300	433, 900	400, 600	365, 500	355, 000	312, 700	279, 100	233, 100
68	500, 500	434, 700	401, 000	366, 400	356, 200	314, 300	280, 000	233, 800
69	501, 600	435, 300	401, 400	367, 500	357, 200	315, 900	281, 000	234, 500
70	502, 700	436, 000	401, 700	368, 600	358, 100	317, 500	281, 500	235, 100
71	503, 700	436, 700	402, 000	369, 400	359, 200	319, 000	282, 400	235, 600
72	504, 800	437, 400	402, 300	370, 300	360, 100	320, 500	283, 100	236, 300
73	505, 900	438, 200	402, 600	371, 200	361, 200	321, 700	284, 000	237, 000
74	507, 000	439, 000	402, 900	372, 100	362, 100	322, 900	285, 000	237, 600
75	508, 100	439, 400	403, 200	373, 000	362, 800	324, 100	285, 800	238, 200
76	509, 200	440, 100	403, 500	373, 800	363, 500	324, 800	286, 600	238, 700
77	510, 300	440, 600	403, 800	374, 600	364, 200	325, 700	287, 400	239, 300
78	511, 400	441, 000	404, 100	375, 400	364, 600	326, 500	288, 200	240, 000
79	512, 500	441, 400	404, 400	376, 100	365, 200	327, 300	288, 700	240, 700
80	513, 600	441, 800	404, 700	376, 800	365, 900	328, 200	289, 100	241, 200
81	514, 700	442, 200	405, 000	377, 500	366, 600	328, 600	289, 600	241, 700
82	515, 800	442, 600	405, 300	378, 200	366, 900	329, 300	289, 800	242, 300

83	516, 900	443, 000	405, 600	378, 700	367, 600	330, 100	290, 100	242, 900
84	518, 000	443, 300	405, 900	379, 300	368, 300	330, 900	290, 300	243, 400
85	519, 100	443, 600	406, 100	379, 900	369, 000	331, 600	290, 700	243, 900
86	520, 200	444, 000	406, 400	380, 600	369, 300	332, 300	290, 900	244, 500
87	521, 100	444, 300	406, 700	381, 000	369, 900	333, 000	291, 100	245, 100
88	522, 000	444, 600	407, 000	381, 700	370, 600	333, 500	291, 500	245, 600
89	522, 700	444, 900	407, 200	382, 300	371, 200	334, 100	291, 800	246, 100
90	523, 400		407, 500	382, 900	371, 500	334, 600	292, 100	246, 600
91	524, 000		407, 800	383, 300	372, 100	335, 200	292, 400	246, 900
92	524, 600		408, 000	383, 900	372, 800	335, 500	292, 700	247, 300
93	525, 100		408, 200	384, 500	373, 400	336, 000	293, 100	247, 600
94	525, 600		408, 500	385, 100	373, 800	336, 400	293, 400	
95	526, 100		408, 800	385, 500	374, 300	336, 900	293, 800	
96	526, 600		409, 000	386, 000	374, 900	337, 300	294, 100	
97	527, 100		409, 200	386, 500	375, 400	337, 800	294, 500	
98	527, 500		409, 500	387, 100	375, 900	338, 300	294, 700	
99			409, 800	387, 400	376, 500	338, 800	294, 900	
100			410, 000	387, 800	377, 000	339, 100	295, 200	
101			410, 200	388, 200	377, 300	339, 500	295, 600	
102				388, 600	377, 700	340, 000	295, 800	
103				388, 900	378, 200	340, 400	296, 100	
104				389, 200	378, 600	340, 700	296, 500	
105				389, 500	379, 000	341, 100	296, 900	
106				389, 800	379, 400	341, 600	297, 100	
107				390, 000	379, 900	342, 000	297, 400	
108				390, 300	380, 300	342, 200	297, 800	
109				390, 600	380, 700	342, 600	298, 100	
110				390, 800	381, 000	343, 100	298, 300	
111				391, 000		343, 500	298, 600	
112				391, 300		343, 700	299, 000	
113				391, 600		344, 100	299, 300	

114				391,800		344,500	299,500	
115				392,000		344,800	299,900	
116				392,300		345,100	300,300	
117				392,600		345,500	300,600	
118				392,800		345,900	300,800	
119				393,000		346,300	301,000	
120						346,800	301,300	
121						347,200	301,700	
122						347,600	301,900	
123						348,000	302,100	
124						348,500	302,400	
125						348,900	302,700	
126						349,200	303,100	
127						349,500	303,300	
128						350,000	303,600	
129							303,900	
130							304,200	
再任用職員		315,100	289,700	274,600	255,200	242,300	215,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

（単位：円）

区分	等級	1 等級	特 2 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	367,600	362,700	347,600	243,300	212,300	197,300	168,600
	2	370,400	365,100	349,800	245,500	214,200	199,400	170,400
	3	373,100	367,500	352,100	247,700	216,200	201,600	172,200
	4	375,600	369,900	354,300	249,900	218,300	203,800	174,000
	5	378,300	372,300	356,300	252,100	220,400	205,800	175,800
	6	381,000	374,700	358,400	254,300	222,500	208,100	177,600
	7	383,700	377,100	360,600	256,500	224,600	210,600	179,400

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	8	386,400	379,500	362,800	258,700	226,700	212,900	181,200
	9	389,200	381,900	364,500	260,900	228,800	215,100	183,000
	10	391,900	384,100	366,700	263,100	230,900	217,100	184,800
	11	394,500	386,000	368,700	265,300	233,000	219,100	186,600
	12	397,200	388,100	370,900	267,500	235,100	221,100	188,400
	13	400,000	389,800	372,700	269,400	237,200	223,100	190,200
	14	402,700	391,800	374,800	271,500	239,300	224,900	191,900
	15	405,500	393,600	376,800	273,600	241,300	226,900	193,700
	16	408,200	395,400	378,900	275,600	243,300	228,800	195,500
	17	410,800	397,100	380,500	277,700	245,300	230,900	197,300
	18	413,600	399,100	382,500	279,800	247,300	232,700	199,400
	19	416,000	401,100	384,400	282,000	249,200	234,500	201,600
	20	418,600	403,200	386,400	284,000	251,100	236,300	203,800
	21	421,100	404,900	388,100	285,300	253,000	238,100	205,800
	22	423,700	407,000	390,200	286,500	254,900	240,000	208,100
	23	426,200	409,000	392,300	287,500	256,700	241,900	210,600
	24	428,800	411,100	394,300	289,100	258,500	243,800	212,900
	25	431,300	412,800	396,000	290,800	260,300	245,300	214,900
	26	434,000	414,500	398,000	292,400	262,000	247,100	216,700
	27	436,400	416,200	400,100	294,300	263,800	248,900	218,500
	28	439,100	417,800	402,200	296,200	265,400	250,700	220,300
	29	441,800	419,500	403,700	297,900	267,100	252,300	222,200
	30	444,600	421,100	405,500	299,700	268,200	253,600	223,900
	31	447,300	422,500	407,200	301,300	269,700	254,800	225,800
	32	450,100	424,000	408,900	303,000	271,000	256,100	227,600
	33	452,800	425,300	410,600	304,800	272,200	257,300	229,300
	34	454,900	426,700	412,100	307,500	273,500	258,500	231,100
	35	457,100	428,200	413,700	309,600	274,800	259,800	232,900
	36	459,100	429,800	415,200	311,400	275,800	260,900	234,700
	37	461,200	431,100	416,500	313,600	277,000	261,800	236,300
	38	463,100	432,800	418,000	315,700	277,700	262,800	238,000

39	464, 700	434, 500	419, 500	317, 700	279, 100	264, 000	239, 700
40	466, 800	436, 100	421, 000	319, 700	280, 400	265, 000	241, 300
41	468, 700	437, 500	422, 500	321, 600	281, 700	265, 500	242, 500
42	470, 300	439, 200	423, 800	323, 200	283, 000	266, 700	244, 300
43	471, 700	440, 900	425, 100	324, 800	284, 000	267, 700	246, 100
44	473, 300	442, 500	426, 300	326, 500	285, 300	268, 700	247, 900
45	474, 700	443, 900	427, 300	328, 800	286, 500	269, 500	249, 300
46	476, 200	444, 600	428, 000	330, 900	287, 500	270, 400	250, 800
47	477, 700	445, 300	428, 800	333, 200	289, 100	271, 400	252, 100
48	479, 200	446, 000	429, 600	335, 100	290, 800	272, 200	253, 500
49	480, 600	446, 400	430, 100	337, 100	292, 400	273, 200	254, 700
50	482, 000	447, 000	430, 500	339, 200	294, 300	274, 300	256, 000
51	483, 400	447, 700	430, 900	341, 200	296, 200	275, 300	257, 200
52	484, 800	448, 300	431, 200	343, 100	297, 900	276, 100	258, 200
53	486, 200	449, 100	431, 500	345, 200	299, 700	277, 200	259, 200
54	487, 700	449, 800	431, 900	347, 100	301, 300	278, 600	260, 300
55	489, 000	450, 300	432, 200	349, 100	303, 000	279, 900	261, 300
56	490, 400	450, 800	432, 500	350, 900	304, 800	281, 300	262, 300
57	491, 800	451, 300	432, 800	353, 000	306, 500	283, 000	262, 900
58	493, 100	451, 600	433, 100	354, 800	308, 200	284, 700	264, 000
59	494, 300	451, 900	433, 400	356, 900	309, 800	286, 200	264, 900
60	495, 600	452, 300	433, 700	358, 300	311, 600	287, 600	266, 000
61	497, 000	452, 700	434, 000	360, 300	313, 100	289, 000	266, 800
62	498, 300	452, 900	434, 300	362, 200	314, 500	290, 600	267, 800
63	499, 300	453, 200	434, 600	364, 300	316, 000	292, 200	268, 800
64	500, 500	453, 400	434, 900	366, 200	317, 700	293, 700	269, 700
65	501, 600	453, 800	435, 200	368, 300	319, 400	295, 100	270, 700
66	502, 700	454, 000	435, 500	370, 300	321, 100	296, 700	271, 400
67	503, 700	454, 200	435, 800	372, 300	323, 000	298, 400	272, 400
68	504, 800	454, 400	436, 100	374, 300	324, 900	300, 000	273, 300
69		454, 800	436, 300	376, 400	326, 700	301, 400	274, 300

70			436, 600	378, 500	328, 100	303, 000	275, 800
71			436, 900	380, 500	329, 700	304, 600	277, 000
72			437, 200	382, 200	331, 100	306, 100	278, 400
73			437, 400	383, 900	332, 800	307, 400	279, 900
74			437, 700	385, 500	334, 300	309, 100	281, 500
75			438, 000	387, 200	336, 000	310, 500	282, 800
76			438, 300	388, 600	337, 600	312, 200	284, 300
77			438, 500	389, 600	339, 400	313, 600	285, 600
78				390, 600	340, 300	315, 000	286, 800
79				391, 600	342, 000	316, 300	288, 200
80				392, 900	343, 600	317, 800	289, 400
81				394, 000	345, 200	318, 500	290, 900
82				395, 100	346, 800	320, 100	292, 300
83				396, 300	348, 500	321, 600	293, 800
84				397, 600	350, 200	323, 300	295, 100
85				398, 400	351, 900	325, 100	296, 300
86				399, 200	353, 500	326, 800	297, 600
87				399, 900	355, 100	328, 400	298, 900
88				400, 400	356, 700	330, 000	300, 200
89				401, 100	358, 300	331, 700	301, 100
90				401, 800	359, 500	333, 400	302, 600
91				402, 500	360, 900	335, 000	303, 800
92				402, 800	362, 200	336, 700	305, 300
93				403, 500	363, 600	338, 100	306, 600
94				404, 200	364, 800	339, 600	308, 000
95				404, 800	366, 000	341, 100	309, 100
96				405, 200	367, 300	342, 600	310, 500
97				405, 700	368, 600	343, 900	311, 400
98				406, 300	369, 900	345, 100	312, 900
99				406, 800	371, 100	346, 400	314, 200
100				407, 300	372, 300	347, 700	315, 700

101				407, 700	373, 500	349, 100	317, 200
102				408, 200	374, 700	350, 600	318, 700
103				408, 700	375, 900	352, 100	320, 100
104				409, 200	377, 000	353, 600	321, 600
105				409, 700	378, 200	354, 900	322, 900
106				410, 300	379, 300	356, 100	
107				410, 800	379, 900	357, 200	
108				411, 200	380, 400	358, 400	
109				411, 800	381, 000	359, 500	
110				412, 300	381, 600		
111				412, 500			
112				412, 800			
113				413, 300			
114				413, 600			
115				413, 900			
116				414, 200			
117				414, 400			
118				414, 800			
119				415, 400			
120				415, 900			
121				416, 400			
122				416, 900			
123				417, 500			
再任用職員			274, 600	255, 200	242, 300		

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第4（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

（単位：円）

等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	517, 100	474, 600	347, 100	337, 300	253, 600

2	520,300	476,700	348,900	339,800	256,100
3	523,500	478,800	350,700	342,400	258,600
4	526,700	480,900	352,700	344,700	261,100
5	529,900	483,000	354,700	347,100	263,300
6	533,100	485,100	357,600	348,900	267,100
7	536,300	487,300	360,500	350,700	270,900
8	539,500	489,300	363,400	352,700	274,700
9	542,700	491,400	366,300	358,700	278,300
10	545,900	493,500	369,200	361,100	282,300
11	549,100	495,600	372,000	363,700	286,300
12	552,300	497,700	374,900	366,400	290,300
13	555,500	499,800	377,800	369,200	294,000
14	558,700	501,900	380,500	372,100	298,000
15	561,900	504,000	383,300	375,600	301,900
16	565,100	506,100	386,200	378,600	305,700
17	568,300	508,100	389,100	382,200	309,300
18	571,500	510,100	392,000	385,600	312,800
19	574,700	512,100	394,900	388,300	316,300
20	577,900	513,900	397,800	390,800	319,800
21	581,100	515,700	400,400	393,400	323,400
22	584,300	517,600	403,300	396,100	327,100
23	587,500	519,500	405,900	398,300	330,500
24	590,700	521,200	408,600	400,200	333,800
25	593,900	523,000	411,000	401,800	337,300
26	597,100	524,800	413,300	403,800	339,800
27	600,300	526,600	415,400	406,100	342,400
28	603,500	528,200	417,300	408,300	344,700
29	606,700	530,000	419,500	410,600	347,100
30	609,900	531,800	422,200	412,900	348,900
31	613,100	533,600	424,800	415,000	350,700
32	616,300	535,200	427,500	417,000	352,700

33	619, 500	537, 000	429, 900	419, 100	354, 900
34	622, 700	538, 700	432, 400	421, 000	357, 200
35	625, 900	540, 500	434, 800	422, 800	359, 300
36	629, 100	542, 100	437, 300	424, 600	361, 600
37	632, 300	543, 700	439, 300	426, 600	363, 700
38	635, 500	545, 100	441, 700	428, 500	366, 100
39	638, 700	546, 700	444, 000	430, 500	368, 300
40	641, 900	548, 200	446, 400	432, 400	370, 300
41	645, 100	549, 800	447, 900	434, 400	372, 500
42	648, 300	551, 400	450, 300	436, 200	373, 500
43	651, 500	553, 000	452, 600	438, 000	374, 300
44	654, 700	554, 600	454, 900	439, 700	375, 000
45	657, 900	556, 200	456, 900	441, 500	376, 200
46	661, 100	557, 800	459, 200	443, 300	377, 600
47	664, 300	559, 400	461, 400	445, 100	379, 100
48	667, 500	561, 000	463, 700	446, 900	380, 600
49	670, 700	562, 600	465, 800	448, 600	381, 700
50	673, 900	564, 200	468, 100	450, 400	382, 700
51	677, 100	565, 800	470, 400	452, 100	383, 700
52	680, 300	567, 400	472, 600	453, 900	384, 500
53	683, 500	569, 000	474, 600	455, 700	385, 400
54	686, 700	570, 600	476, 700	457, 600	386, 300
55	689, 900	572, 200	478, 800	458, 800	387, 000
56	693, 100	573, 800	480, 900	460, 000	387, 900
57	696, 300	575, 400	483, 000	461, 200	388, 600
58	699, 500	577, 000	484, 800	462, 400	389, 500
59	702, 700	578, 600	486, 600	463, 400	390, 300
60	705, 900	580, 200	488, 400	464, 400	391, 100
61	709, 100	581, 800	490, 100	465, 400	391, 600
62	712, 300	583, 400	491, 900	466, 200	392, 100
63	715, 500	585, 000	493, 700	466, 900	392, 500

64	718, 700	586, 600	495, 500	467, 600	393, 000
65	721, 900	588, 200	497, 100	468, 300	393, 300
66	725, 100	589, 800	498, 800	469, 000	
67	728, 300	591, 400	500, 600	469, 700	
68	731, 500	593, 000	502, 400	470, 400	
69	734, 700	594, 600	504, 000	471, 000	
70	737, 900	596, 200	505, 300	471, 300	
71	741, 100	597, 800	506, 600	472, 000	
72	744, 300	599, 400	507, 900	472, 700	
73	747, 500	601, 000	508, 900	473, 400	
74	750, 700	602, 600	510, 200	473, 800	
75	753, 900	604, 200	511, 500	474, 400	
76	757, 100	605, 800	512, 800	475, 100	
77	760, 300	607, 400	513, 800	475, 800	
78	763, 500	609, 000	514, 600	476, 200	
79	766, 700	610, 600	515, 400	476, 800	
80	769, 900	612, 200	516, 200	477, 400	
81	773, 100	613, 800	517, 100	477, 900	
82	776, 300	615, 400	517, 900	478, 500	
83	779, 500	617, 000	518, 800	479, 000	
84	782, 700	618, 600	519, 600	479, 500	
85	785, 900	620, 200	520, 500	480, 000	
86	789, 100	621, 800	521, 400	480, 400	
87	792, 300	623, 400	522, 100	481, 000	
88	795, 500	625, 000	523, 000	481, 400	
89		626, 600	523, 900	481, 900	
90		628, 200	524, 700		
91			525, 600		
92			526, 500		
93			527, 300		
94			528, 200		

95			529, 100		
96			529, 800		
97			530, 600		
98			531, 500		
99			532, 400		
100			533, 300		
101			534, 100		

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

（単位：円）

区分	等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	378, 000	292, 900	284, 600	246, 000	207, 300	181, 100
	2	380, 500	295, 400	286, 800	247, 500	209, 000	182, 600
	3	383, 100	297, 700	289, 000	249, 000	210, 400	184, 400
	4	385, 600	300, 300	291, 200	250, 300	212, 000	186, 200
	5	388, 200	302, 600	293, 400	251, 800	213, 600	187, 700
	6	390, 700	305, 100	295, 600	253, 000	215, 200	189, 200
	7	393, 300	307, 500	297, 800	254, 300	216, 600	190, 700
	8	395, 800	309, 800	299, 900	255, 500	218, 200	192, 200
	9	398, 400	312, 100	302, 000	256, 800	219, 900	193, 800
	10	400, 900	314, 700	304, 000	258, 200	221, 600	196, 300
	11	403, 500	317, 200	306, 000	259, 600	222, 700	197, 800
	12	406, 000	319, 700	308, 200	261, 100	224, 500	199, 300
	13	408, 600	322, 300	310, 100	262, 700	226, 100	200, 900
	14	411, 100	324, 800	312, 400	266, 000	227, 800	202, 400
	15	413, 700	327, 400	314, 700	267, 700	229, 400	204, 000
	16	415, 800	329, 900	317, 000	269, 200	230, 900	205, 700
	17	418, 300	332, 500	319, 200	271, 000	232, 200	207, 300
	18	420, 600	335, 000	321, 400	272, 700	234, 400	209, 000
	19	423, 000	337, 600	323, 700	274, 500	236, 000	210, 400

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	20	425,400	340,100	325,900	276,300	237,500	212,000
	21	427,700	342,700	328,100	278,300	239,000	213,600
	22	430,100	345,200	330,100	280,200	240,300	215,200
	23	432,500	347,800	332,300	282,200	241,900	216,600
	24	434,900	350,300	334,500	284,100	243,400	218,200
	25	437,200	352,900	336,400	286,000	244,900	219,900
	26	439,800	355,400	338,600	287,900	246,000	221,600
	27	442,300	358,000	340,600	290,700	247,500	222,900
	28	444,900	360,500	342,800	292,900	249,000	224,400
	29	447,300	362,900	344,600	295,000	250,300	225,800
	30	449,800	365,500	346,600	297,000	251,800	227,300
	31	452,300	367,900	348,600	298,800	253,000	228,500
	32	454,800	370,500	350,600	300,800	254,300	229,900
	33	457,200	372,400	352,300	302,600	255,500	231,200
	34	459,600	374,900	354,300	304,200	256,800	232,400
	35	462,200	377,200	356,100	306,100	258,200	233,600
	36	464,600	379,700	358,000	308,400	259,600	234,900
	37	467,100	382,100	359,900	310,600	261,100	236,400
	38	468,600	384,800	361,800	312,900	262,700	237,700
	39	469,900	387,400	363,800	315,000	266,000	238,700
	40	471,200	390,100	365,700	317,100	267,700	240,000
	41	472,400	392,500	367,700	319,300	269,200	240,900
	42	473,700	394,800	369,600	321,400	271,000	242,100
	43	475,000	397,000	371,600	323,300	272,700	243,400
	44	476,300	399,400	373,600	325,300	274,500	244,500
	45	477,500	401,200	375,100	327,300	276,300	245,600
	46	478,900	403,200	376,900	329,300	278,300	246,700
	47	480,300	405,100	378,700	331,000	280,200	247,800
	48	481,500	406,900	380,300	333,100	282,200	248,700
	49	482,900	408,800	382,100	335,100	284,100	249,600
	50	484,200	410,600	383,500	337,200	286,000	250,400

51	485,600	412,400	385,000	338,600	287,900	251,500
52	487,000	414,300	386,600	340,500	289,700	252,800
53	488,400	416,100	388,000	342,400	291,200	254,100
54	489,500	417,600	389,200	344,300	292,600	255,300
55	490,600	419,100	390,400	345,900	294,400	256,800
56	491,700	420,700	391,500	347,800	296,400	258,200
57	492,800	422,300	392,600	349,700	298,500	259,400
58	493,700	423,600	393,800	351,500	300,500	260,600
59	494,600	424,900	395,000	353,400	302,400	261,600
60	495,500	426,100	396,100	355,200	304,500	262,900
61	496,500	427,300	396,800	357,000	306,500	264,200
62		428,600	397,500	358,700	308,600	265,300
63		429,900	398,200	360,100	310,300	266,100
64		431,100	398,900	361,400	312,400	267,300
65		432,300	399,500	362,800	314,400	268,500
66		433,100	400,100	364,200	316,400	269,600
67		433,900	400,600	365,500	318,100	270,500
68		434,700	401,000	366,400	320,100	271,600
69		435,300	401,400	367,500	322,200	272,700
70		436,000	401,700	368,600	324,300	273,800
71		436,700	402,000	369,400	325,500	274,600
72		437,400	402,300	370,300	327,500	275,700
73		438,200	402,600	371,200	329,400	276,600
74		439,000	402,900	372,100	331,500	277,700
75		439,400	403,200	373,000	333,400	278,700
76		440,100	403,500	373,800	335,300	279,700
77		440,600	403,800	374,600	337,300	280,800
78		441,000	404,100	375,400	339,200	281,900
79		441,400	404,400	376,100	341,100	282,500
80		441,800	404,700	376,800	343,000	283,200
81		442,200	405,000	377,500	344,800	283,700

82		442, 600	405, 300	378, 200	346, 700	284, 500
83		443, 000	405, 600	378, 700	348, 200	285, 300
84		443, 300	405, 900	379, 300	349, 600	285, 900
85		443, 600	406, 100	379, 900	351, 100	286, 500
86		444, 000	406, 400	380, 600	352, 600	287, 100
87		444, 300	406, 700	381, 000	354, 200	287, 800
88		444, 600	407, 000	381, 700	355, 000	288, 300
89		444, 900	407, 200	382, 300	356, 200	288, 700
90			407, 500	382, 900	357, 200	289, 100
91			407, 800	383, 300	358, 100	289, 300
92			408, 000	383, 900	359, 200	289, 500
93			408, 200	384, 500	360, 100	289, 700
94			408, 500	385, 100	361, 200	289, 900
95			408, 800	385, 500	362, 100	290, 300
96			409, 000	386, 000	362, 800	290, 500
97			409, 200	386, 500	363, 500	290, 700
98			409, 500	387, 100	364, 200	290, 900
99			409, 800	387, 400	364, 600	291, 300
100			410, 000	387, 800	365, 200	291, 500
101			410, 200	388, 200	365, 900	291, 700
102				388, 600	366, 600	292, 000
103				388, 900	366, 900	292, 400
104				389, 200	367, 600	292, 700
105				389, 500	368, 300	292, 900
106				389, 800	369, 000	293, 200
107				390, 000	369, 300	293, 500
108				390, 300	369, 900	293, 700
109				390, 600	370, 600	293, 900
110				390, 800	371, 200	294, 200
111				391, 000	371, 500	294, 500
112				391, 300	372, 100	

113				391,600	372,800	
114				391,800	373,400	
115				392,000	373,800	
116				392,300	374,300	
117				392,600	374,900	
118				392,800	375,400	
119				393,000	375,900	
120					376,500	
121					377,000	
122					377,300	
123					377,700	
124					378,200	
125					378,600	
126					379,000	
127					379,400	
128					379,900	
129					380,300	
130					380,700	
131					381,000	
再任用職員		289,700	274,600	255,200	242,300	

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他医療技術員に適用する。

別表第5の1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 新条例第25条第4項及び第26条第2項各号の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(勤勉手当の額の計算の特例)
- 4 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する新条例第26条第2項各号の規定の適用については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

- 5 この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて既に支払われた職員の給与は、新条例の規定による職員の給与の内払とみなす。

議案第70号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」の次に「第11条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（岸和田市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第11条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長の定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が、市長の定めるところにより、その旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第13項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項及び第11条第2項の規定 令和4年10月1日
 - (2) 新条例第11条第4項の規定 令和4年7月1日
 - (3) 新条例附則第13項の規定 令和4年4月1日（経過措置）
- 3 新条例第2条第2項及び第11条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該勤続期間の計算については、なお従前の例による。
- 4 新条例第11条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に事業を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第71号

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等
に係る手数料に関する条例の一部改正について

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料
に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例
の一部を改正する条例

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例（平成28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の表備考第4項中「第4条第3項」を「第10条第1号ロ」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に、「同項第2号」を「同省令第13条第3項第2号」に改める。

第13条の表備考第3項中「第4条第3項」を「第1条第1項第1号イ」に、「同項第2号」を「同省令第4条第3項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る
手数料に関する条例の一部改正について

岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する
条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部
を改正する条例

岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表備考第4項ただし書を削る。

第6条第1項第2号中「次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額」を「第2条の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額（この場合において、同表中「認定の申請に係る部分の床面積の合計」とあるのは、「変更認定の申請に係る部分のうち、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積」と読み替えるものとする。）」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

市立学校園条例の一部改正について

市立学校園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

市立学校園条例の一部を改正する条例

市立学校園条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3号の表備考第6項中「、岸和田市立東光幼稚園」を削る。

議案第74号

令和4年度岸和田市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度岸和田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ421,257千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,880,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		23,089,991	212,279	23,302,270
	01 国庫負担金	16,605,393	50,794	16,656,187
	02 国庫補助金	6,439,226	161,485	6,600,711
18 寄附金		1,181,600	2,044	1,183,644
	01 寄附金	1,181,600	2,044	1,183,644
19 繰入金		2,133,913	△16,666	2,117,247
	01 基金繰入金	1,953,153	△16,666	1,936,487
21 諸収入		1,445,925	186,000	1,631,925
	03 収益事業収入	489,000	186,000	675,000
22 市債		5,142,900	37,600	5,180,500
	01 市債	5,142,900	37,600	5,180,500
歳入合計		86,459,372	421,257	86,880,629

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		7,745,397	1,796	7,747,193
	01 総務管理費	6,336,824	1,796	6,338,620
03 民生費		42,939,536	96,429	43,035,965
	01 社会福祉費	15,367,982	79,482	15,447,464
	02 児童福祉費	14,360,614	16,947	14,377,561
04 衛生費		7,698,458	105,688	7,804,146
	01 保健衛生費	2,686,796	105,688	2,792,484
06 農林水産業費		920,107	57,972	978,079
	02 林業費	148,806	57,972	206,778
07 商工費		1,378,544	19,249	1,397,793
	01 商工費	1,378,544	19,249	1,397,793
10 教育費		8,463,171	70,500	8,533,671
	01 教育総務費	1,351,604	500	1,352,104
	02 小学校費	1,013,169	29,000	1,042,169
	03 中学校費	550,668	18,000	568,668
	06 社会教育費	830,422	1,000	831,422
	07 保健体育費	1,802,929	22,000	1,824,929
13 諸支出金		850,808	69,623	920,431
	02 還付金	818,448	69,623	888,071
歳 出 合 計		86,459,372	421,257	86,880,629

第2表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
医療事務員派遣業務委託 (総合通園センター運営事業)	令和4年度から 令和7年度まで	千円 14,595

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食調理業務委託 (学校給食運営事業)	令和4年度から 令和7年度まで	千円 434,007	令和4年度から 令和7年度まで	千円 481,515

第3表 地 方 債 補 正

(変更分)

起債の目的	補正前								補正後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考
				区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他					区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
林業施設整備事業	千円 13,200		%以内		年以内	年以内			令和4年2月22日提出議案第26号 3月24日可決	千円 50,800		%以内		年以内	年以内			

議案第75号

令和4年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度岸和田市の自転車競技事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,448,432千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,419,304千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 競輪事業収入		30,074,547	4,448,432	34,522,979
	01 事業収入	30,074,547	4,448,432	34,522,979
歳入合計		31,970,872	4,448,432	36,419,304

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 自転車競技費		31,241,247	4,181,465	35,422,712
	02 開催費	31,108,502	4,181,465	35,289,967
02 積立金		146,732	80,967	227,699
	01 積立金	146,732	80,967	227,699
03 繰出金		339,000	186,000	525,000
	01 繰出金	339,000	186,000	525,000
歳 出 合 計		31,970,872	4,448,432	36,419,304

議案第76号

令和4年度岸和田市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度岸和田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度岸和田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	15,241,753千円	2,200千円	15,243,953千円
第2項 医業外収益	1,019,160千円	2,200千円	1,021,360千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	15,236,679千円	110,324千円	15,347,003千円
第1項 医業費用	14,695,042千円	110,324千円	14,805,366千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,302,400千円	2,640千円	1,305,040千円
第2項 補助金	1,000千円	2,640千円	3,640千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,394,758千円	2,640千円	2,397,398千円
第1項 建設改良費	934,424千円	2,640千円	937,064千円

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

議案第77号

大阪府都市競艇企業団規約の一部 変更に関する協議について

大阪府都市競艇企業団規約の一部を次のように変更するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係市と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約

大阪府都市競艇企業団規約（昭和27年8月11日許可）の一部を次のように変更する。
題名を次のように改める。

大阪府都市ボートレース企業団規約

第1条及び第2条中「大阪府都市競艇企業団」を「大阪府都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第78号

財産取得について

本市は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 市立産業高等学校生徒用タブレット端末 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得予定金額 | 金39,270,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岸和田市野田町一丁目14番24号
アクセスコンピュータシステム株式会社
代表取締役 上田 覚 |

議案第79号

財産の無償譲渡について

本市は、次のとおり財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | |
|----------|---|
| 1 譲渡する財産 | 建物、付帯設備及び備品一式
所 在 岸和田市作才町一丁目2361番
構 造 鉄筋コンクリート造2階建
延床面積 526 m ² |
| 2 譲渡の相手方 | 岸和田市三ヶ山町214番4
社会福祉法人光生会
理事長 川口 光國 |
| 3 譲渡の理由 | 新たに幼保連携型認定こども園を設置するにあたり、市立東光幼稚園敷地を売却する相手方において、現存施設を除却し、新たに施設を建設するため |
| 4 譲渡の時期 | 土地売買代金支払完了時 |

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	23,089,991	212,279	23,302,270
18 寄附金	1,181,600	2,044	1,183,644
19 繰入金	2,133,913	△16,666	2,117,247
21 諸収入	1,445,925	186,000	1,631,925
22 市債	5,142,900	37,600	5,180,500
歳入合計	86,459,372	421,257	86,880,629

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費	7,745,397	1,796	7,747,193
03 民生費	42,939,536	96,429	43,035,965
04 衛生費	7,698,458	105,688	7,804,146
06 農林水産業費	920,107	57,972	978,079
07 商工費	1,378,544	19,249	1,397,793
10 教育費	8,463,171	70,500	8,533,671
13 諸支出金	850,808	69,623	920,431
歳 出 合 計	86,459,372	421,257	86,880,629

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1,796	0	0	0	0
86,090	0	0	0	10,339
105,144	0	0	544	0
0	0	37,600	0	20,372
19,249	0	0	0	0
0	0	0	1,500	69,000
0	0	0	0	69,623
212,279	0	37,600	2,044	169,334

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 01 国庫負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	23,089,991	212,279	23,302,270
01 国庫負担金	16,605,393	50,794	16,656,187
02 衛生費国庫負担金	460,946	50,794	511,740
02 国庫補助金	6,439,226	161,485	6,600,711
01 総務費国庫補助金	1,848,598	107,135	1,955,733
03 衛生費国庫補助金	521,269	54,350	575,619

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 保健衛生費負担金	50,794	感染症予防事業費負担金 50,794 (健康推進課)
01 総務管理費補助金	107,135	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 107,135 (企画課)
01 保健衛生費補助金	54,350	感染症予防事業費補助金 54,350 (健康推進課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	1, 181, 600	2, 044	1, 183, 644
01 寄附金	1, 181, 600	2, 044	1, 183, 644
03 指定寄附金	1, 500	2, 044	3, 544

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 指定寄附金	2,044	教育総務費々途指定寄附金 500 (教育総務部総務課) 保健衛生費々途指定寄附金 544 (健康推進課) 社会教育費々途指定寄附金 1,000 (図書館)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	2,133,913	△16,666	2,117,247
01 基金繰入金	1,953,153	△16,666	1,936,487
01 財政調整基金繰入金	510,000	△16,666	493,334

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
01 財政調整基金繰入金	△16,666	財政調整基金繰入金	△16,666 (財政課)

(款) 21 諸収入 (項) 03 収益事業収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	1,445,925	186,000	1,631,925
03 収益事業収入	489,000	186,000	675,000
01 競輪事業収入	339,000	186,000	525,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
01 競輪事業収入	186,000	競輪事業収入	186,000 (財政課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	5,142,900	37,600	5,180,500
01 市債	5,142,900	37,600	5,180,500
04 農林水産業債	166,500	37,600	204,100

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
02 林業債	37,600	林業施設整備事業債 37,600 (農林水産課)

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費	6	008600	11 役務費 6
		市民活動団体支援事業	通信運搬費 6
18 負担金、補助 及び交付金	1,790	(自治振興課)	18 負担金、補助及び交付金 1,790
			補助金 1,790

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	42,939,536	96,429	43,035,965	86,090	0	0	10,339
01 社会福祉費	15,367,982	79,482	15,447,464	79,482	0	0	0
03 障害者総合支援費	5,956,648	34,564	5,991,212	34,564	0	0	0
06 介護保険費	2,977,485	44,918	3,022,403	44,918	0	0	0
02 児童福祉費	14,360,614	16,947	14,377,561	6,608	0	0	10,339
02 子ども・子育て支援費	9,263,909	5,240	9,269,149	0	0	0	5,240
07 障害児通所支援費	1,337,296	6,608	1,343,904	6,608	0	0	0
08 児童発達支援センター費	228,521	5,099	233,620	0	0	0	5,099

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
01 報酬	433	125300		01 報酬	433
		障害福祉サービス等事	34,564	会計年度任用職員報酬	433
08 旅費	9	業所運営支援事業		08 旅費	9
		(障害者支援課)		会計年度任用職員費用弁償	9
10 需用費	30			10 需用費	30
				消耗品費	30
11 役務費	42			11 役務費	42
				通信運搬費	42
18 負担金、補助 及び交付金	34,050			18 負担金、補助及び交付金	34,050
				補助金	34,050
01 報酬	433	125400		01 報酬	433
		介護サービス事業所運	44,918	会計年度任用職員報酬	433
08 旅費	9	営支援事業		08 旅費	9
		(介護保険課)		会計年度任用職員費用弁償	9
10 需用費	30			10 需用費	30
				消耗品費	30
11 役務費	46			11 役務費	46
				通信運搬費	46
18 負担金、補助 及び交付金	44,400			18 負担金、補助及び交付金	44,400
				補助金	44,400
17 備品購入費	1,400	023500		17 備品購入費	1,400
		保育所管理事業	1,400	庁用器具費	1,400
18 負担金、補助 及び交付金	3,840				
		093300		18 負担金、補助及び交付金	3,840
		教育・保育施設等運営	3,840	補助金	3,840
		支援事業			
		(子育て施設課)			
11 役務費	8	125500		11 役務費	8
		障害児通所支援事業所	6,608	通信運搬費	8
18 負担金、補助 及び交付金	6,600	運営支援事業		18 負担金、補助及び交付金	6,600
		(子育て支援課)		補助金	6,600
12 委託料	4,400	102200		12 委託料	4,400
		総合通園センター運営	5,099	システム管理・開発委託料	4,400
13 使用料及び賃 借料	39	事業		13 使用料及び賃借料	39
		(子育て施設課)		電算機器・システム使用料	39
17 備品購入費	660			17 備品購入費	660
				庁用器具費	660

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	7,698,458	105,688	7,804,146	105,144	0	544	0
01 保健衛生費	2,686,796	105,688	2,792,484	105,144	0	544	0
01 保健衛生総務費	640,856	524	641,380	0	0	524	0
02 予防費	1,557,162	105,144	1,662,306	105,144	0	0	0
04 母子保健費	258,037	20	258,057	0	0	20	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	115	026900	10 需用費 115
		保健センター管理事業	消耗品費 115
17 備品購入費	409	(健康推進課) 524	17 備品購入費 409
			庁用器具費 349
			教材器具費 60
12 委託料	105,144	117200	12 委託料 105,144
		感染症予防事業	事業実施運営委託料 72,550
		(健康推進課) 105,144	その他の委託料 32,594
17 備品購入費	20	028200	17 備品購入費 20
		母子保健事業	庁用器具費 5
		(健康推進課) 20	図書購入費 15

(款) 06 農林水產業費 (項) 02 林業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
06 農林水産業費	920,107	57,972	978,079	0	37,600	0	20,372
02 林業費	148,806	57,972	206,778	0	37,600	0	20,372
01 林業管理費	148,806	57,972	206,778	0	37,600	0	20,372

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
14 工事請負費	57,972	034200 林道管理事業 (農林水産課)	14 工事請負費 工事費
		57,972	57,972 57,972

(款) 07 商工費 (項) 01 商工費

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	19,249	036800 企業経営支援事業 (産業政策課)	12 委託料 事業実施運営委託料
		19,249	19,249

(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	8,463,171	70,500	8,533,671	0	0	1,500	69,000
01 教育総務費	1,351,604	500	1,352,104	0	0	500	0
04 教育基金費	541	500	1,041	0	0	500	0
02 小学校費	1,013,169	29,000	1,042,169	0	0	0	29,000
01 学校管理費	636,984	29,000	665,984	0	0	0	29,000
03 中学校費	550,668	18,000	568,668	0	0	0	18,000
01 学校管理費	278,460	18,000	296,460	0	0	0	18,000
06 社会教育費	830,422	1,000	831,422	0	0	1,000	0
07 図書館費	266,718	1,000	267,718	0	0	1,000	0
07 保健体育費	1,802,929	22,000	1,824,929	0	0	0	22,000
08 学校給食費	1,055,003	22,000	1,077,003	0	0	0	22,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	500	051800 教育基金積立事業 (教育総務部総務課) 500	24 積立金 500 積立金 500
10 需用費	29,000	052800 小学校管理事業 29,000 (学校管理課)	10 需用費 29,000 光熱水費 29,000
10 需用費	18,000	054600 中学校管理事業 18,000 (学校管理課)	10 需用費 18,000 光熱水費 18,000
17 備品購入費	1,000	062600 図書館運営事業 1,000 (図書館)	17 備品購入費 1,000 図書購入費 1,000
10 需用費	22,000	097500 学校給食センター管理 事業 22,000 (学校給食課)	10 需用費 22,000 光熱水費 22,000

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 諸支出金	850,808	69,623	920,431	0	0	0	69,623
02 還付金	818,448	69,623	888,071	0	0	0	69,623
02 国庫支出金還付金	797,255	69,623	866,878	0	0	0	69,623

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子 及び割引料	69,623	086400 障害者自立支援給付費 国庫負担金償還事業 (障害者支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		69,623	69,623 69,623

自転車競技事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
01 競輪事業収入	30,074,547	4,448,432	34,522,979
歳入合計	31,970,872	4,448,432	36,419,304

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
01 自転車競技費	31,241,247	4,181,465	35,422,712
02 積立金	146,732	80,967	227,699
03 繰出金	339,000	186,000	525,000
歳 出 合 計	31,970,872	4,448,432	36,419,304

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	4,181,465
0	0	0	0	80,967
0	0	0	0	186,000
0	0	0	0	4,448,432

2 歳 入

(款) 01 競輪事業収入 (項) 01 事業収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
01 競輪事業収入	30,074,547	4,448,432	34,522,979
01 事業収入	30,074,547	4,448,432	34,522,979
01 通常開催競輪事業収入	30,074,547	4,448,432	34,522,979

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 勝者投票券売上収入	4,448,432	勝者投票券売上収入 4,448,432 (公営競技事業所)

3 歳 出

(款) 01 自転車競技費 (項) 02 開催費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 自転車競技費	31,241,247	4,181,465	35,422,712	0	0	0	4,181,465
02 開催費	31,108,502	4,181,465	35,289,967	0	0	0	4,181,465
01 通常開催競輪費	31,064,163	4,181,465	35,245,628	0	0	0	4,181,465

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
07 報償費	85,850	620400	07 報償費 85,850
		開催事業 715,969	報償金 85,850
12 委託料	630,119	(公営競技事業所)	12 委託料 630,119
			事業実施運営委託料 20,000
18 負担金、補助 及び交付金	160,910		その他の委託料 610,119
		620500	22 償還金、利子及び割引料 3,304,586
		投票払戻事業 3,304,586	償還金 3,304,586
22 償還金、利子 及び割引料	3,304,586	(公営競技事業所)	
		620800	18 負担金、補助及び交付金 100,000
		全国競輪施行者協議会 100,000	負担金 100,000
		分担事業 (公営競技事業所)	
		620900	18 負担金、補助及び交付金 60,910
		J K A 交付事業 60,910	交付金 60,910
		(公営競技事業所)	

(款) 02 積立金 (項) 01 積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 積立金	146,732	80,967	227,699	0	0	0	80,967
01 積立金	146,732	80,967	227,699	0	0	0	80,967
01 積立金	146,732	80,967	227,699	0	0	0	80,967

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	80,967	621400 岸和田市競輪事業基金 積立事業 (公営競技事業所) 44,362	24 積立金 44,362 積立金 44,362
		621500 岸和田競輪場施設改善 基金積立事業 (公営競技事業所) 26,620	24 積立金 26,620 積立金 26,620
		621600 岸和田競輪場環境改善 基金積立事業 (公営競技事業所) 9,985	24 積立金 9,985 積立金 9,985

(款) 03 繰出金 (項) 01 繰出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 繰出金	339,000	186,000	525,000	0	0	0	186,000
01 繰出金	339,000	186,000	525,000	0	0	0	186,000
01 繰出金	339,000	186,000	525,000	0	0	0	186,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	186,000	621700 一般会計繰出事業 (公営競技事業所)	27 繰出金 繰出金
		186,000	186,000

病 院 事 業 会 計

令和4年度 病院事業会計補正予算実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 病院事業収益			千円 15,241,753	千円 2,200	千円 15,243,953	
	2 医 業 外 収 益		1,019,160	2,200	1,021,360	
		3 府 補 助 金	15,450	2,200	17,650	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 病院事業費用			千円 15,236,679	千円 110,324	千円 15,347,003	
	1 医 業 費 用		14,695,042	110,324	14,805,366	
		3 経 費	2,462,244	110,324	2,572,568	

資 本 の 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資本的収入			千円 1,302,400	千円 2,640	千円 1,305,040	
	2 補 助 金		1,000	2,640	3,640	
		1 府 補 助 金	1,000	2,640	3,640	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資本的支出			千円 2,394,758	千円 2,640	千円 2,397,398	
	1 建 設 改 良 費		934,424	2,640	937,064	
		2 資 産 購 入 費	700,000	2,640	702,640	

收益的收入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 病 院 事 業 収 益	15, 241, 753	2, 200	15, 243, 953
項	2 医 業 外 収 益	1, 019, 160	2, 200	1, 021, 360

[illegible]

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
2,200	府 補 助 金 2,200	

収益的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 病 院 事 業 費 用	15,236,679	110,324	15,347,003
項	1 医 業 費 用	14,695,042	110,324	14,805,366

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
3 経 費	2,462,244	110,324	2,572,568	6 光 熱 水 費
				14 委 託 料
計	14,695,042	110,324	14,805,366	

(単位：千円)

[illegible]

資本的收入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 収 入	1, 302, 400	2, 640	1, 305, 040
項	2 補 助 金	1, 000	2, 640	3, 640

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

資本的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 支 出	2,394,758	2,640	2,397,398
項	1 建 設 改 良 費	934,424	2,640	937,064

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

- 1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 2) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 3) 補正予算給与費明細書

1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加分)

(一般会計)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
医療事務員派遣業務委託 (総合通園センター運営事業)	千円 14,595		千円	令和4年度	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円 0
				令和5年度	4,865					4,865
				令和6年度	4,865					4,865
				令和7年度	4,865					4,865

(変更分)

(一般会計)

事 項		限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳				
			支 出 (見 込) 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源				一 般 財 源
			期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
変 更 前	学校給食調理業務委託 (学校給食運営事業 (東光小学校・城北小 学校・光明小学校・春 木小学校・八木南小学 校・山直北小学校))	千円 434,007		千円	令和4年度	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円 0
					令和5年度	144,669					144,669
					令和6年度	144,669					144,669
					令和7年度	144,669					144,669
変 更 後	学校給食調理業務委託 (学校給食運営事業 (東光小学校・城北小 学校・光明小学校・春 木小学校・八木南小学 校・山直北小学校・天 神山小学校))	481,515			令和4年度	0					0
					令和5年度	160,505					160,505
					令和6年度	160,505					160,505
					令和7年度	160,505					160,505

2) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

（単位：千円）

区 分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
				当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額
1 普 通 債												
(2) 農 林 水 産	174,978		174,978	166,500	37,600	204,100	5,075		5,075	336,403	37,600	374,003
計	20,152,578	0	20,152,578	2,067,100	37,600	2,104,700	2,328,409	0	2,328,409	19,891,269	37,600	19,928,869
一 般 会 計 計	55,162,247	0	55,162,247	5,142,900	37,600	5,180,500	7,177,323	0	7,177,323	53,127,824	37,600	53,165,424
合 計	61,250,640	0	61,250,640	5,142,900	37,600	5,180,500	7,804,364	0	7,804,364	58,589,176	37,600	58,626,776

3) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,342	人 1	人 49	人 (1,409)	千円 1,462,973	千円 5,186,480	千円 4,156,134	千円 10,805,587	千円 1,917,544	千円 12,723,131	
補 正 前	1,342	1	49	(1,407)	1,462,107	5,186,480	4,156,134	10,804,721	1,917,544	12,722,265	
比 較	0	0	0	(2)	866	0	0	866	0	866	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

ア 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (1,409)	千円 1,462,973	千円	千円 206,881	千円 1,669,854	千円 183,574	千円 1,853,428	
補 正 前	(1,407)	1,462,107		206,881	1,668,988	183,574	1,852,562	
比 較	(2)	866		0	866	0	866	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	千円 866	1 その他の増減分	千円 866	千円	

